

〔九成宮醴泉銘〕上及中宮、歷覽臺觀、

〔後漢書鄧皇后〕會有司奏建長秋宮、帝曰、皇后之尊與朕同體、承宗廟母天下、豈易哉、

〔古事記傳二十〕大后は字のまゝに、意富岐佐岐と訓べし、後世の皇后なり、古は天皇の大御妻等を后と申て、其中の最上なる一柱を、殊に尊みて大后とは申亥しこと、上卷八千矛神段の三十一葉に云るが如し、大は大臣大連などの大さ同じくで、されど猶疑あらむ人の爲に、其證をもを舉て、なほつばらに云ひ、先古に后とは一柱に限らず、後に妃夫人なぞ申す班までを幾柱にても申せり、今世女童の詞に、十二人の御后さいふなるに似たれども、かへりて古に近し、倭建命段に、弟橘比賣命を、其后とありて、又次に坐倭后等云々とあるは、橘比賣をも坐倭をも、共に后と申せるなり、倭建命は萬を天なる例なり、又等と云るを以て、一柱に限らざることを知べし、されば書紀反正卷に、皇夫人また夫^{サキ}人敏達卷にも、夫人^{サキ}これらを伎佐伎と訓るは古にかなへる訓なり、字鏡にも、婉妃也、支佐支とあり、又書紀に、夫人をば、意富刀自^ミ訓る處もあるは心得す、又妃夫人嬪女御など多くは美寶^ミ訓り、そもそも御寶^ミには、皇后を始奉て、夫人嬪など^{ムカヒ}の列までも通ひ^{ササギ}申すべければ、此訓は恐いらず、但神武卷に尊正妃爲皇后^ミある、正妃を半加比賣、皇后を伎佐伎と訓るこは文字訓に就ては然も訓べけれども、當時の實^ミの稱には叶ふべくも非ず、半加比賣^ミには、皇后を申すべく、又伎佐伎^ミは、妃などにもわたらる稱なればなり、さればこは正妃を伎佐伎、皇后は意富^ミ伎佐伎^ミ訓べきなり、さて其后等の中の第一なるを、大后と申せし證は此處を始として、玉垣宮仁垂段に、其大后比婆須比賣命と見え、諷志比宮○允段、朝倉宮○雄段などにも、同く大后と申せり、又書紀天智卷に、天皇御病甚重くならせ給へる時に、天武天皇の儲君に坐けるが、後事を辭申給へる御言に、請奉洪業付屬大后云々とある大后も、皇后倭姫王を申たまへるなり、凡て書紀の例は、上代の事^{はく漢國の定めに隨ひて、當代の大后をば皇后^ミと書き、御母后をこそ、皇太后^ミと書れたるに、此其例に違ひて、たまく當時の實の稱のまゝに、當代のを大后^ミと書れたるなり、此餘にも、かりどりはづして、皇子をば、凡ての漢様の例に違ひて、古の稱のまゝに書れたり、見え又萬}